

固定資産（土地）住宅用地特例及び新築住宅に対する固定資産税軽減申告書

年 月 日

矢吹町長

□矢吹町税条例第 74 条（住宅用地特例）
 □矢吹町税条例第 10 条の 3（新築住宅減額）

の規定に基づき、次のとおり申告します。

申告者	所在者の住所 (又は所在)											連絡先	電話番号	
	所有者の氏名 (又は名称)												氏 名	
	個人(法人)番号													
申告理由		1 家屋の新築 2 家屋の滅失 3 建替え 4 土地・家屋の利用、用途変更												

土地	所在地	面積 (㎡)	住宅用地以外に利用している部分		所有者
	用途(地目)	面積(㎡)			
	矢吹町				

家屋	上記の土地を敷地とする家屋			建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	住宅部分 の床面積 (㎡)	所有者
	所在地	家屋番号	用途 (種別)				
		矢吹町	番				
		建築年月日	. .	居住(取得)年月日		. .	
		構造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄骨造 ・ その他 ()				

滅失家屋	上記の土地を敷地としていた家屋		取壊し 年月日	所有者
	所在地	用途 (種別)		
		矢吹町		. .
	矢吹町		. .	

処理欄	土 地				家 屋		
	画 地	→	用 途	→	入 力	面 積	用 途
担当者			専・併・占有率(%)			専・併	
確認者			専・併・占有率(%)			専・併	

【住宅用地の申告について】

毎年1月1日現在で、所有する土地が住宅用地となっている場合は、固定資産税の軽減を受けることができます。

この申告書は、住宅の新築により軽減措置の適用を受ける場合のほか、住宅の増改築、滅失、建替え、土地・家屋の利用又は用途の変更等により、適用されている軽減内容に変更が生じる場合にも提出が必要です。住宅用地を所有する人は、1月31日までに矢吹町役場税務課固定資産税係に申告してください。

【住宅用地の軽減について】

住宅用地とは、専用住宅、店舗付き住宅などの併用住宅（居住部分の割合が25%以上）及びアパート、マンションなどの共同住宅の敷地をいいます。また、住宅用地は「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けられ、次のように課税標準額が軽減されます。

- ・小規模住宅用地
一戸あたり200㎡以下の部分は、課税標準額の価格の6分の1の額となります。
- ・一般住宅用地
一戸あたり200㎡を超える部分は、課税標準額の価格の3分の1の額となります。

なお、建築予定地や建築中の土地は軽減の対象となりませんが、次の要件を満たす住宅建替えの場合は、建替え前に適用されていた住宅用地の面積を限度として、軽減を受けることができます。

- ・当該土地が前年度に住宅用地であったこと。
- ・1月1日現在で住宅の建設に着手され、翌年の1月1日までに完成すること。
- ・建替えの前後で、住宅の敷地に変更がないこと。
- ・建替え前後の土地所有者が、原則として同一であること。
- ・建替え前後の住宅所有者が、原則として同一であること。

【新築住宅の軽減】

新築住宅については、一定期間固定資産税が減額されます。居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上、280㎡以下が要件となります。軽減床面積については、床面積が120㎡までのものはその全部が2分の1に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が2分の1に税額が軽減されます（事務所、店舗、倉庫等は除く）。

区 分	減額期間	
	一般住宅	長期優良住宅
一般住宅	新築後3年度分	新築後5年度分
3階建以上の 中高層耐火住宅	新築後5年度分	新築後7年度分